

火災被災者を支援 新たな生活再建支援を実施

今年8月22日に本町3丁目で発生した火災については、幸いにして大きな人的被害はなかったものの、全焼8棟などの家屋が被害を受けました。市としましては、被災者の救済及び被災地域の生活環境の早急な復旧を支援するため、被災者に寄り添った支援を進めてきたところですが、被災者の今後の生活再建を踏まえた更なる支援が必要と考え、新たな制度を創設し、支援を行うこととしました。

1. 支援概要

「見附市火災による生活再建支援補助金交付要綱」を新たに制定し支援するものとします。その概要は以下のとおりです。(適用日：令和6年8月22日)

- 見附市災害救助条例が適用されない火災で、全焼又は半焼の住家等が5棟以上焼失した場合に補助する。
- 補助金の額は、被災した住家等に係る廃棄物処分等に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、被災した住家等1棟につき100万円を上限とする。なお、廃棄物の処分のほか生活再建に必要な費用についても支援対象に含める。
- 交付対象は被災した住家等の所有者、被災した住家等の所有者を構成員とし生活再建等のために活動する団体とする。

2. 支援に関する動き

- ・10月9日、火災による生活再建支援補助事業費として6,000千円を専決処分。
- ・10月10日、被災者に対し支援制度の説明を行い、申請手続きの受付開始。
- ・10月23日、被災者向けに市税等の減免に関する税務相談会を中央公民館で実施予定。